

# 横断整理＋問題演習

## Part 1



社会保険労務士  
**北村 庄吾**  
(ブレイン社会保険労務士法人 代表社員)

社会保険労務士試験においては、「横断整理学習」は欠かせないほど重要な学習法です。それは、保険科目において、類似項目が多いからです。早い時期から横断整理に取り組むことは、合格に近づく秘訣です。横断整理表と確認問題で、曖昧な知識を正確なものにしていきましょう。

### ① 任意適用事業

4つの法律が関係する頻出項目です。横断整理に向けた論点ともいえます。

出題の中心は、加入と脱退の要件の違いです。労災保険法、雇用保険法では、労働者の希望があれば、事業主に加入義務が生じます。雇用保険では罰則の適用もあります。

保険料の負担を考えると、理解が進みます。労災保険は全額事業主負担です。これに対して、厚生年金保険や健康保険は保険料の半額を被保険者が負担します。労災保険は事業主が希望するだけで加入できるとされているのに対して、労災以外は1/2以上の同意を条件としています。健康保険法、厚年年金保険法では、被保険者となるべき者が希望しても事業主に加入義務は生じないことに注意しましょう。

#### ■ 横断整理表

|    |        | 労災                | 雇用                    | 健保               | 厚年               |
|----|--------|-------------------|-----------------------|------------------|------------------|
| 加入 | 事業主が希望 | ○                 | + 1 / 2 以上<br>同意      | + 1 / 2 以上<br>同意 | + 1 / 2 以上<br>同意 |
|    | 被保険者*  | 過半数希望<br>→義務      | 1 / 2 以上希望<br>→加入義務** | ×                | ×                |
| 脱退 | 事業主が希望 | 過半数同意 +<br>1年以上経過 | + 3 / 4 以上<br>同意      | + 3 / 4 以上<br>同意 | + 3 / 4 以上<br>同意 |
|    | 被保険者   | ×                 | ×                     | ×                | ×                |

※ 労災保険は労働者

※※ 加入義務違反は6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金

### Checkpoint

- ✓ 強制適用事業所が暫定任意適用事業に該当するに至った場合は、その翌日に認可があったものとみなす
- ✓ 2022年10月より、5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の資格を有する者が法令の規定に基づき行う法律又は会計に係る業務を行う事業が追加された

## 確認問題

- 【問1】** 労災保険暫定任意適用事業の事業者がなした保険関係の消滅申請に対して厚生労働大臣の認可があったとき、当該保険関係の消滅に同意しなかった者については労災保険に係る保険関係は消滅しない。
- 【問2】** 雇用保険の暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の2分の1以上の同意を得なければ任意加入の申請を行うことはできず、また、その事業に使用される労働者の2分の1以上が希望するときは、任意加入の申請を行わなければならない。なお、任意加入の申請をしなかった事業主には罰則の規定は適用されない。
- 【問3】** 健康保険法では、任意適用事業所において被保険者の4分の3以上の申出があった場合、事業主は当該事業所を適用事業所でなくするための認可の申請をしなければならない。
- 【問4】** 厚生年金保険法第6条第3項に定める任意適用事業所となる認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（同法第12条の規定により適用除外となる者を除く。）の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。
- 【問5】** 労災保険の適用事業が、使用労働者数の減少により、労災保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に、その事業につき所轄都道府県労働局長による任意加入の認可があったものとみなされる。

## 解答・解説

- 【問1】** × 整備法8条 徴収法附則4条（出題 徴収法令和3年-問1-E）  
保険関係の消滅に同意しなかった者についても労災保険に係る保険関係は消滅することになる。
- 【問2】** × 雇用法附則2条（出題 雇用法平成15年-問1-D改）  
任意加入申請をしなかった事業主には罰則の規定が適用される（6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）。なお、労災保険については、罰則の適用がない。
- 【問3】** × 健保法33条（出題 健保法令和2年-問10-C）  
被保険者の4分の3以上が任意適用事業所の取消しを希望しても、事業主に当該申請を行う義務はない。
- 【問4】** × 厚年法6条3項・4項（出題 厚年法平成25年-問5-A）  
「3分の2以上」ではなく、「2分の1以上」である。
- 【問5】** ○ 整備法5条3項（出題 徴収法平成29年-問2-B）  
設問のとおり。この場合、事業主が何ら手続をすることなく、引き続き保険関係は成立する。